

(様式第2号)

## 要 点 録

平成 22 年 6 月 29 日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第5回「第1部会」		
会議の開催日時	平成 22 年 5 月 28 日 (金) 午後 2 時～3 時		
会議の開催場所	島本町役場 3 階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局 (担当課)	政策推進課	傍聴者数	3 名
非公開の理由 (非公開 (会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、柏内委員、戸田委員、富家委員、中村委員、濱田委員、平井委員、福田委員、松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1. 基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について 2. その他		
配布資料	【資料25】基本計画(案)についての対応方針(案)		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第5回「第1部会」 要点録

日時	平成22年5月28日(金) 午後2時～3時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員12名、事務局等7名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第5回「第1部会」を開催させていただきます。

本日、第1部会委員15名のうち、12名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

**【「異議なし」の声あり】**

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

**【傍聴者入場】**

### 【案件1】 基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について

**部会長** それでは、案件1「基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について」、事務局より説明をお願いします。

### ◎基本計画(案)についての第1部会意見要旨及び修正案【資料25】

⇒事務局より概要を説明

**部会長** この修正案は、担当課と相談して修正されたものだと思いますが、文言等でご意見等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。発言される場合は、この意見ナンバーを言っていただいでご意見ををお願いします。

**委員** ナンバーは2番です。2番の基本的課題で修正の文章を書いています。若干のその文章の修正を加えることは可能なのでしょうか。皆さんのご意見によりますが。

**事務局** 説明させていただきました一番右側の基本計画(案)の本文の修正案ということで、町で案をつくらせていただいておりますので、本日皆さんの意見をいただいで修正することは十分可能ですので、文言等についてご意見がありましたら、皆さんでご確認いただいでそれを修正文とさせていただきますと思います。

**委員** 分かりました。それでは一番右側の基本計画本文の修正（案）についてですが、アンダーラインで引かれた部分に、「また、同和問題をはじめとするすべての人々の基本的人権が尊重されるよう、差別のない地域社会」とあり、ここまでは良いのですが、「をめざし取り組みます。」と表現を修正できないのでしょうか。「取り組む必要があります。」というのは随分この問題については島本町では人権の町として取り組まれてきています。必要があることはもちろんそうですが、もう少し「取り組みます。」というようなきちっとした文章にさせていただけたらと思います。

**部会長** 「差別のない地域社会をめざし取り組みます。」とのことですが、この件について他に意見はありますか。

**事務局** 指摘の中身はその通りですが、ここの基本的課題については現状と課題ということで、「取り組みが必要です。」としているのは現状や課題で必要性をあげて、その下の基本方針の中で言われたように「取り組みます。」として明確にしても良いのですが、ここは現状と課題ですので、「取り組みます。」という言い回しはどうかと事務局でも感じています。例えば、基本計画案の2ページの平和意識の高揚でも、一番上の現状と課題では「～の必要があります。」や「～されています。」、4ページでも「取り組みが必要です。」としております。言われた主旨は良く理解させていただきました。

**委員** 意味合いはよく分かりました。ただ、修正された文章を読んでいて「取り組みが必要です。」という表現がどうもしっくりきませんでしたので、例えば表現を直すとすれば「推進の強化に努める」などの表現を入れていただければと思います。「取り組む必要があります。」ではどんな分野でもそうですので、そのような表現をお願いできたらと思います。

**事務局** その通りですが、「取り組みが必要です。」では、全く取り組んでいない中で、今後は必要ととらえられますので、ご指摘を踏まえて基本方針の中で、現状の取り組みに加えてさらに積極的に推進するという表現を追加させていただきたいと考えています。

**委員** 4ページの意見ナンバー25です。町立保育所の計画的な改修に耐震化という文字が加えられましたが、「民間活力の導入などによりサービス向上に努めます。」という文言がまだ生きています。確かに導入すると言っている訳ではないので良いとは思いますが、皆さんもご承知のように保育所の問題は賛否両論あり、民間活力の導入という方向性で進んでいる訳ではありませんので、現段階ではこの表現を控えるということが妥当と考えます。いかがでしょうか。

**事務局** ただ今いただいた保育所の関係では、これまでの4回の中でも様々なご意見をいただいて、担当課長の方からも説明をさせていただいたと思いますが、

町の方で保育所に関わる基本方針を策定し、それに基づいてこのような表現にさせていただいているという経緯があったと思います。そのようなことも踏まえてこのような形にしておりますので、今のご意見についても従前通りとなると考えています。

**部会長** この件について他にご意見はありませんでしょうか。

**委員** この問題については町が基本方針を示していますので、最終的にこれが結果として民営化ができなかったとしてもこれは別問題だと思います。やはり基本方針は町が決めていることですから。

**部会長** よろしいでしょうか。他に意見はありますか。

**委員** 先ほど事務局から説明がありましたが、それ以外に修正方針案の欄の中に実施計画で検討や用語集という表現がありますが、この用語集は今回付けられるのでしょうか。

**事務局** 用語集については、これまでの審議会でもご意見があったと思いますが、皆さんにお配りしている現行の第三次の総合計画の後ろの方に総合計画用語解説という形で、審議会で見解のあったノーマライゼーションについては、ご存じの方は分かりますが、広く住民の方に理解いただけるように用語集を付けていますので、今回も理解しにくい言葉については用語集という形で意味を2～3行にまとめて掲載したいと考えています。

**委員** ナンバー62、ページ57の町立プールの運営についてですが、前回この町立プールの運営について意見を申し上げましたけれども、私の言い方がまずかったのかもしれませんが、町立プールの維持管理費と補修費が非常にかさんでいるので不要なのではないかと究極論を申しましたが、そのようなことから運動緑地公園に、例えば室内プールなどを設けることを検討すべきではないかということをお願いしたと思います。ただ、室内プールは極論過ぎたかも知れませんが、今後10年間を見越した総合計画の中で、「町立プールの老朽化に対応し、適切な維持管理に努めます。」という文言はおかしいのではないかと思います。維持管理も相当付いているでしょうし、私も調べてそれなりの数字があるのですが、その他、借地料を払ってまで老朽化した町立プールの維持管理に努めなければならないのか。今の町立プールの利用者数を見ますと幼児プールはそこそこ利用されているようですが、成人用プールの方の利用者数は寂しい限りであると見ているのです。そういった中で、この町立プールそのものはスポーツ振興の役割は果たしたということで、むしろ維持管理はおかしいのではないかと重ねて申し上げたいのですが、いかがでしょうか。

**事務局** 町立プールについては、前回、担当課長から方針について3案ほど詳細に説明をしたと思います。言われたような「適切な維持管理」はどうかという

ことですが、これは10年計画になりますので、町立プールは今もずっと使っていますが、この10年の間の中で、その点の後に「学校施設の活用など幅広い運営方法検討を進めます。」とあるように、運営方法の検討を進めますけれども、その間については現行の町立プールを維持管理しながら、後の学校施設の活用など幅広く検討しますが、来年すぐやめてしまうのではなく、今のプールを使いながら、後々の内容について検討しますという表現ではないかと事務局では認識していますので、そのような意味で書いていると考えます。

**委員** 今の件で、第三次計画では「水無瀬川緑地公園内への移転について調査検討を進めます。」と記載されていますが、これについての結果も何も書かれていません。断念するなどの表現が何も無いのですが、この辺りについてはどのようにお考えですか。

**事務局** 第三次計画の中の表現をどのように総括しながら第四次に向かうのかということですが、今の計画の中では、元々の計画は現行の町営プールの移転計画の中で、緑地公園に位置づけはあります。その後の議論の中で計画は現在もありますが、現実的には休止していることもありますので、そのようなことも含めて町立プールのあり方と、学校プールを活用してはどうかという意見もありましたし、民間活力を活用した施設の誘致もご意見としてあったと思いますので、第四次計画では明確に位置づけはされていませんが、今後10年計画を進めていく中で、現行のプールをどのように適切に維持管理をしていくのか、合わせて学校施設の活用、そしてプールの移転については町の財政上の持ち出しなしに民間からお話があれば検討の余地もありますので、現状では維持しながら今後の推移を見守る中でプールのあり方について検討していきたいと考えています。

**委員** 高槻や茨木のような大きなまちでは公のプールを維持していますが、同等程度の町村でこのような公立プールを持っているような町はないのでしょうか。そのような意味からも、スポーツ振興のためにこのような老朽化したプールの補修や維持管理に努めるということがどうかなということと、ましてこの10年を見越した中で維持管理に努めるという必要はないのではないかと重ねて申し上げます。

**委員** 今の意見は一つの思いだと思いますが、なくしてしまうということに関しては若干問題があると私は思います。例えば、保育所、幼稚園にも小さなプールはありますし、夏に指導を通してやれていますが、親子連れで夏の暑い時期に子ども達とコミュニケーションをとる場は残すべきだと私は思います。ただ、気になるのは原文でも意見を申し上げましたが、学校施設の活用ということについて教育委員会サイドの方針で出されていると思いますが、

現実に学校のプールを使うことを想定した場合、非常に多くの問題が出てくると思います。というのは夏に学校を完全に開放した形でなければプールの活用ができず、校内の敷地内に入るのでそのような事柄を全て検討した上で活用するのは良いと思いますが、まず、中学校のプールについては深すぎて一般の人はまず入れません。長さも長いので普通の子どもが活用するのは難しいと思います。小学校単位であれば水深も浅いところと深いところがあるので活用できると思いますが、活用するに際しては基本計画の中でセキュリティと安全の問題をきちんと踏まえた上で活用に向かわれることを切に願います。前回も言いましたが10年スパンで考えるのであれば、年々幾らのスポーツ基金をつぎ込んでいけば、どれだけのプールが改修できるのかということも初年度辺りに立案した形で、スポーツ基金の活用を考えていく必要があるだろうと思いますので、ただ文字面でこのような方向に向かいますというだけではなくて、初年度に計画を立てた形が必要であろうとつくづく思います。

**委員**

プールに関して、先ほども委員から維持管理が厳しいのではないかということでしたが、実は私も当初はそのような印象を持っており、全く同じ意見でした。また、議会でも水無瀬神宮のあり方として、今の状況がふさわしいのかという一般質問をされた議員さんもいらっしゃいました。ただ、その後で若いお母さん方や同世代の子育て経験のある方から話を聞きますと、あそこは逆に青空や緑がいっぱいのプールであって、今時屋内プールがたくさんある中で貴重な財産であって、集いの広場としても是非とも残してほしいという意見が多くありました。それも一定よく分かることと、先ほどありました幼児プールと大きいプールを分けて考えるということも重要なことだと思います。私の印象でも幼児プールはいっぱい大きいプールはガラガラという状況だと思います。小学校のプールを検討されるようですが、私も同意見でハードルは高いと思います。もう一つ人件費の問題があります。4つの小学校でそれぞれをオープンにしますと、それぞれに監視員が必要になってくると思います。このコストは決して高くなく、ボランティアさんに頼むには余りにも責任が重く、これを担っていくにはコストが必ずかかると思いますので、そのようなことも踏まえてプールのことは考えていただければありがたいと思います。

**部会長**

プールについては安全面や経費の問題などについても一度考えて庁内で検討いただければと思います。

**委員**

緑地公園のプールについては過去にありましたが、様々な、特に財政の事情から厳しいと認識しています。ただし幼児プールだけを「原っぱ」と呼ばれている場所につくるとすれば、緑地公園とのからみでまちづくりのあり方

としては非常に良いのではないかと思います。しかしどれ程の規模でどれ程の経費がかかり、良い例が他にあるのかどうかということを担当課として心にとめておいていただければと思います。

**委員** 今までのご意見を聞いていますと、ここに書いてある文章で十分ではないかと思えます。「町立プールの老朽化に対応し、適切な維持管理に努めるとともに、学校施設の活用など幅広い運営方法について検討を進めます。」と書いてありますので、これで十分ではないかと思えますが。

**事務局** プールの今後のあり方については、議会でもいろいろなご意見をいただいて、確か3年ほど前だったと思えますが、プールにき裂が入って水が漏れているという状況がありました。今後どうしていくかという中で、最新の技術的な面ですと、ゴムを貼ったような形で今の水槽を塗り替えるという方法があり、これでいくと10年は持つという提案があり、議会でもご審議いただき、確か700万円程度かけて改修したと記憶していますが、その中でも将来のプールのあり方について、現状の形を残しつつ今後のあり方についてさらに検討していくということだったと思えます。今、意見がありましたように学校の施設の活用も含めて幅広い運営方法を検討するというので、今後も引き続き検討することにはなりますが、そのような表現にさせていただいたらと感じています。

**部会長** 兵庫県に新宮町というところがあり、新宮町には25メートルプールと幼児用のプール、健康のための施設がありますが、新宮町だけでは維持できないということで、近隣の市町村に呼びかけて広域的に施設を利用することで運営しているようです。ただ人件費、管理費が非常に高くつくということでした。他に次の項目でもご意見があればお願いします。なければ今後のスケジュールなどについて事務局からお願いします。

**事務局** 第1部会については、4回にわたり詳細にご審議いただき、本日の意見要旨及び修正案についてご確認いただければ、修正する部分についてはこの文言で修正させていただきます。第2部会は6月16日に開催を予定しております。そちらでは第2部会の意見要旨及び修正案をご審議いただきます。それを持って両部会の審議が終わりますので、第7章については全体の会議の中でご審議いただくことになっておりますので、その後、全体の会議をさせていただきます、全体の皆さままでご審議いただく予定をしております。

**委員** 修正ではありませんが、この総合計画の審議を進めながらいつも不安に思っていることがあるのですが、島本町の財政は膨大な資材を持っているわけではありません。今現在行われている事業の中でも、府との関連が随分あるだろうと常々思っています。橋下府政の中でいろいろな変革がなされてきていますが、例えば福祉関係についても、一般的な行財政の保全関係の行政、

工事関係の行政など全ての事柄について変革を行い、財政の立て直しが行われてきている中で、島本町が総合計画の中で進めようとしている中身に触れる場合、総合計画が順調に審議の中で決定されたことが、そのまま10年スパンの中で立ち上がることができないとすると変更を余儀なくされることもあるのではないかと思います。したがって、当審議会がそのような財政のひっ迫による変革が生じてきた場合、審議会を招集していただけるのかというところをお尋ねしておきたいのですが。

**事務局**

今のお尋ねについては、元々大阪府の補助金が交付金化され各市町村に配分されます。国でも交付税の一括交付金化については決定されていませんが、議論されています。そのような状況の中で、補助金や交付金のあり方そのものについて、今後見直しが進んでいくと考えています。町の歳入についてどのような影響がでるのかということについては、これは本町だけでなく、全国の自治体でも言えることですが、そのようなことについて町としての意見は大阪府を通じて国には申し上げていますが、経常的な収入について変動があった場合には、当然運営方針そのものにも影響が出ますので、そのような場合には、基本計画の審議をいただいておりますが、この基本計画を審議していただいた後、実施計画を策定しますので、そこで3年ローリングで見直しをすることになります。そこで基本構想に齟齬が出るようなことが起こるようであれば、皆様方のご意見をうかがう場面も必要ではないかと考えています。

## 【案件2】 その他

**部会長**

その他、事務局から何かありますか。

**事務局**

第2部会が6月16日に開催されます。その後、全体で第7章をご審議いただく予定にしております。日程については、皆さまの予定を調整させていただき、全体の日程をお知らせしますので、よろしく申し上げます。

**部会長**

以上で本日の部会を終了します。 <終了>